＜参考＞

特定建築物における飲料水の水質検査項目一覧（「別表2」追記）

		1 特定建築物として必要な水質検査						2 水道施設が専用水道に該当する場合											3 水道施設が小規模専用水道に該当す
		建築物衛生法による規定						水道法施行規則等による規定											条例等による規定
		水道水使用		地下水使用				15条 3号イ		15条 3号ロ	15条 3号ハ		15条4号 （過去の水質検査で結果が基準値の2分の1を超えたことがない場合に検査を省略できる要件）				その他		条例施行規則 第7条		その他	
検査実施頻度 ※7		6カ月	期間中 ※8	給水 開始時	6カ月	期間中 ※8	3年	1カ月		1カ月	3カ月		※3	※4	※5	※6	給水 開始時	3年ごと	6カ月 ※9	6カ月	給水 開始時	3年ごと
1	一般細菌	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
3	カドミウム			○							○		○				○	○	○		○	○
4	水銀			○							○		○				○	○	○		○	○
5	セレン			○							○		○				○	○	○		○	○
6	鉛	○		○	○						○	※2		○			○	○	○		○	○
7	ヒ素			○							○		○				○	○	○		○	○
8	六価クロム			○							○			○			○	○	○		○	○
9	亜硝酸態窒素	○		○	○						○						○	○	○		○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○		○					○						○	○	○		○	○
11	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	○		○	○						○						○	○	○		○	○
12	フッ素			○							○		○				○	○	○		○	○
13	ホウ素			○							○		○				○	○	○		○	○
14	四塩化炭素			○			○				○				○		○	○	○		○	○
15	1．4－ジオキサン			○							○				○		○	○	○		○	○
16	シス－1．2－ジクロロエチレン及びトランス－1．2－ジクロロエチレン			○			○				○	※2			○		○	○	○		○	○
17	ジクロロメタン			○			○				○				○		○	○	○		○	○
18	テトラクロロエチレン			○			○				○				○		○	○	○		○	○
19	トリクロロエチレン			○			○				○				○		○	○	○		○	○
20	ベンゼン			○			○				○				○		○	○	○		○	○
21	塩素酸		○	○		○					○						○	○	○		○	○
22	クロロ酢酸		○	○		○					○						○	○	○		○	○
23	クロロホルム		○	○		○					○						○	○	○		○	○
24	ジクロロ酢酸		○	○		○					○						○	○	○		○	○
25	ジブロモクロロメタン		○	○		○					○						○	○	○		○	○
26	臭素酸		○	○		○					○		○				○	○	○		○	○
27	総トリハロメタン		○	○		○					○						○	○	○		○	○
28	トリクロロ酢酸		○	○		○					○						○	○	○		○	○
29	ブロモジクロロメタン		○	○		○					○						○	○	○		○	○
30	ブロモホルム		○	○		○					○						○	○	○		○	○
31	ホルムアルデヒド		○	○		○					○						○	○	○		○	○
32	亜鉛	○		○	○						○			○			○	○	○		○	○
33	アルミニウム			○							○			○			○	○	○		○	○
34	鉄	○		○	○						○	※2		○			○	○	○		○	○
35	銅	○		○	○						○			○			○	○	○		○	○
36	ナトリウム			○							○		○				○	○	○		○	○
37	マンガン			○							○		○				○	○	○		○	○
38	塩化物イオン	○		○	○			○	※1								○	○	○	○	○	○
39	カルシウム，マグネシウム（硬度）			○							○		○				○	○	○		○	○
40	蒸発残留物	○		○	○						○	※2	○				○	○	○		○	○
41	陰イオン界面活性剤			○							○		○				○	○	○		○	○
42	ジェオスミン			○						○						○	○	○	○		○	○
43	2－メチルイソボルネオール			○						○						○	○	○	○		○	○
44	非イオン界面活性剤			○							○	※2	○				○	○	○		○	○
45	フェノール類			○			○				○		○				○	○	○		○	○
46	有機物（TOC）	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
47	pH値	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
48	味	○		○	○			○	※1								○	○	○	○	○	○
49	臭気	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
50	色度	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
51	濁度	○		○	○			○									○	○	○	○	○	○
		16	12	51	16	12	7	9	7	2	40	28	14	6	8	2	51	51	51	9	51	51

※1　水道水（県水、市水）から供給される水のみを使用する場合は、検査頻度を3ヶ月に1回以上とすることができる項目
※2　施設の設置状況などから原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと判断され、さらに、過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下であった場合は検査頻度を1年に1回以上に、10分の1以下であった場合は検査頻度を3年に1回以上に下げることができる項目
※3　原水並びに水源及びその周辺の状況により判断する
※4　原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況で判断する
※5　原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）で判断する
※6　原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生状況を含む。）で判断する
※7　検査実施頻度に示した期間ごとに1回は水質検査を実施していること
※8　期間中とは、毎年度6月1日から9月30日までを指す
※9　小規模専用水道を設置している特定建築物の場合、3年に1度は51項目の水質検査が必要であり、51項目の検査結果が適合であるなら他の検査は9項目とすることができる
※10　専用水道を設置している特定建築物の水質検査は、水道法の厚生労働省登録検査機関又は地方公共団体の検査機関で行うこと
※11　小規模専用水道を設置している特定建築物の水質検査は、水道法の厚生労働省登録検査機関、建築物飲料水水質検査業の登録業者又は地方公共団体の検査機関で行うこと